

整骨院/接骨院のかかり方

(柔道整復師)

整骨院や接骨院の看板には、「保険取り扱い」と書かれていますが、これは「健康保険でかけられる負傷のみ健康保険扱いします」という意味です。すべての施術に健康保険が使えるわけではありませんのでご注意ください。

保険証が使えます

★外傷性のケガなど原因のある痛み

- 打撲・ねんざ・肉離れ
- 骨折・脱臼※応急手当を除き、医師の同意が必要
- …荷物運びで、腰を痛めた
- …階段で足をひねった
- …日常生活やスポーツで、ねんざしたり骨折した

保険証が使えません

(全額自己負担です)

★病気(内科的疾患)や原因不明の痛み

- 日常生活による単純な疲労や肩こり・腰痛
- スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛
- 加齢(ケガによるものではない)からくる痛み
- 脳疾患後遺症、神経痛、リウマチなどの慢性病からくる痛みやしびれ
- 症状の改善が見られない長期の施術
- 同一の負傷について、病院や診療所などで治療をしている
- 工作中や通勤途上に起きた負傷
(労災保険が適用されます)

…………… 整骨院・接骨院にかかるときは ……………

1—負傷の原因を正確に伝える

正確に原因を伝えて、まず健康保険が使えるかどうか確認してください。交通事故などの場合は、必ず国保組合にご連絡ください。

2—領収書は必ず受け取り、保管する

領収書の発行は義務付けられています。金額や氏名など間違いがないか確認しましょう。また、領収書は医療費控除などを受ける際にも必要となりますので、必ず保管してください。

3—施術が長期にわたる場合は、医師の診察を

長期間にわたり施術を受けても痛みが続く場合は、内科的要因も考えられるので、医師による診察を受けてみましょう。

4—療養費支給申請書は内容をよく確認してから署名しましょう

療養費支給申請書は、患者が柔道整復師に委任をし、本人に代わって保険請求するための書類です。白紙の用紙にサインをしたりすると、間違った請求につながる恐れがあります。負傷原因、負傷名、施術日数、金額などをよく確認して、自筆で署名してください。

鍼灸院/あんま・マッサージ

のかかり方

はり・きゅう・マッサージなどの施術を健康保険で受ける場合は、医師の同意書または診断書を提出することで、健康保険を利用することができます。

はり・きゅう



保険証が**使えます**



神経痛、リウマチ、
頸腕症候群、五十肩、
腰痛症、頸椎捻挫後遺症

※上記の疾病以外の病名であっても、慢性的な疼痛を主病とする疾患であれば、保険証が使える場合もあります。



保険証が**使えません**



病院や診療所などで、同じ対象疾患を治療している

あんま・マッサージ



保険証が**使えます**



筋麻痺、関節拘縮

※マッサージは原則として病名ではなく症状に対する施術となります。関節が自由に動かなかつたり、筋肉が麻痺しているなどの症状があり、治療上マッサージが必要と認められれば健康保険の対象になります。



保険証が**使えません**



疲労回復や慰安目的のマッサージ
医療上必要とする症例以外
に対するマッサージ